

公益社団法人 京都府視覚障害者協会と 「遺贈・寄付等への協力に関する協定」を締結！

京都銀行（頭取 安井 幹也）は、本日（2026年4月27日（月））、公益社団法人 京都府視覚障害者協会（以下、京都府視覚障害者協会）と「遺贈・寄付等への協力に関する協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

本協定の締結により、当行は同協会と連携し、遺贈または相続財産の寄付等を希望されるお客さまの社会貢献に対する思いに応えてまいります。

当行では、今後もお客さまの課題解決や多様化するニーズにお応えできるよう、お客さまのライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

記

1. 協定内容

- （1）京都府視覚障害者協会は、同協会へ遺贈または相続財産の寄付を希望される方に対して、相談先として当行を紹介します。
- （2）当行は、ご紹介いただいた方に対し、諸手続きの案内等を行います。また、社会貢献を目的に遺贈・寄付を検討されているお客さまに対し、京都府視覚障害者協会を紹介いたします。

2. 締結日

2026年4月27日（月）

<ご参考> 京都府視覚障害者協会について

所在地	京都市北区紫野花ノ坊町11番地
概要	1948年に結成された京都府初の視覚障害当事者の団体。「ひとりぼっちの視覚障害者をなくそう」との想いのもと、視覚に障害があっても安心・安全に、そして豊かな生活がおくれるよう、バリアフリー社会の実現を目指して、様々な活動に取り組んでいる。

以上